

市 会 議 案

令和4年2月定例会（令和4年2月18日提出）

名 古 屋 市



目 次

令和4年第46号議案	名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人を定める条例の一部改正について……	1頁
令和4年第47号議案	名古屋市財産条例の一部改正について……	3頁
令和4年第48号議案	名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部改正 について……	7頁
令和4年第49号議案	名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 の制定について……	11頁
令和4年第50号議案	名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について……	17頁
令和4年第60号議案	契約の締結について……	21頁
令和4年第61号議案	契約の締結について……	23頁
令和4年第62号議案	財産の取得について……	25頁
令和4年第63号議案	損害賠償の額の決定について……	27頁
令和4年第64号議案	愛知県競馬組合理約の一部改正について……	29頁
令和4年第65号議案	土地区画整理に伴う町の区域の設定について……	33頁
令和4年第66号議案	土地区画整理に伴う町の区域の変更について……	39頁
令和4年第67号議案	市道路線の認定及び廃止について……	43頁

令和4年第46号議案

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部改正について

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例（平成28年名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

特定非営利活動法人権利擁護支 援・ぷらっとほーむ	名古屋市緑区鳴子町4丁目2番地	を
特定非営利活動法人権利擁護支 援・ぷらっとほーむ	名古屋市緑区鳴子町2丁目170番地	に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、規定を整理する必要があるによる。

令和4年第47号議案

名古屋市財産条例の一部改正について

名古屋市財産条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市財産条例の一部を改正する条例

名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第11条の2第8項」を「第69条第8項」に、「第11条の3第6項」を「第70条第6項」に改め、同条第2項中「第11条の2第6項」を「第69条第6項」に、「第11条の3第5項」を「第70条第5項」に改める。

第12条第1項第1号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定（同法第35条の規定に限る。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、借地借家法等の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市財産条例 (抜すい)

(行政財産の貸付け又は私権の設定)

第10条 法第238条の4第2項から第4項までの規定に基づき行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) ^{第69条}/_{第11条の2} 第8項から第10項まで及び^{第70条}/_{第11条の3} 第6項から第8項までの規定に基づき行政財産を貸し付ける場合については、前2条及び第12条から第14条までの規定を準用する。

2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律^{第69条}/_{第11条の2} 第6項及び第7項並びに^{第70条}/_{第11条の3} 第5項の規定に基づき行政財産を貸し付ける場合については、前条及び第12条から第14条までの規定を準用する。

(貸付期間)

第12条 普通財産の貸付期間は、次の各号に定める財産の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 定期借地権 (借地借家法 (平成3年法律第90号) 第22条^{第1項}の規定による特約付きの借地権をいう。) を設定することを目的とする土地 50年以上60年以下

(2) }
() } (略)
(8) }

2 }
3 } (略)

令和4年第48号議案

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部改正について

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する
条例

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例（平成17年名古屋市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第17条第3項」を「第38条第3項」に改める。

第4条中「第24条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第5条中「第5条ただし書」を「第6条ただし書」に改める。

第6条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正に伴い、

規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法施行条例 (抜すい)

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第 3 条 法~~第 38 条~~^{第 17 条}第 3 項の規定による条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) }
(2) } (略)

(保全調整池の標識の設置の基準)

第 4 条 法~~第 45 条~~^{第 24 条}第 1 項の規定による条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) }
(2) } (略)

(許可を要する雨水浸透阻害行為の規模)

第 5 条 令~~第 6 条~~^{第 5 条}ただし書の条例で定める雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積は、500 平方メートルとする。

(対策工事の計画についての技術的基準に係る降雨)

第 6 条 令~~第 9 条~~^{第 8 条}第 1 項の条例で定める基準降雨の強度を超えない降雨は、3 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される降雨とし、当該降雨の降雨強度値の 10 分ごとの推移は、別表のとおりとする。

令和4年第49号議案

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例の制定
について

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条・第8条）

第3章 大規模小売店舗を設置する者による手続等（第9条—第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、商業者等による地域貢献活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに商業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、併せて大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化

を図り、及び安心、安全で快適なまちづくりを推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 商業者（小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する施設を設置する者をいう。以下同じ。）及び地域商業関係団体等（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 公共的団体 学区連絡協議会その他地域の住民により組織された団体（小学校の通学区域以上を単位とするものに限る。）及び地域商業関係団体等をいう。
- (3) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (4) 地域貢献活動 まちづくりの推進その他良好な地域社会の維持及び形成に資する自主的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 商業者等による地域貢献活動の推進は、市、商業者等及び地域の多様な主体の連携並びに商業者等の相互の連携を図りながら、これらの者が共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 商業者等による地域貢献活動の推進は、市民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 市は、商業者等に対して地域貢献活動を推進するために必要な助言及び情報の提供を行うとともに、商業者等による地域貢献活動に関する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(商業者等の役割)

第5条 商業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、

その事業活動を通じて、活気と魅力のある商業地の形成に資するよう努めるとともに、創意工夫を生かして、地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

2 商業者等のうち大規模小売店舗を設置する者は、大規模小売店舗がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と相互に連携し、積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、商業者等による地域貢献活動について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(情報の収集及び提供)

第7条 市は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、当該取組に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、商業者等及び市民が商業者等による地域貢献活動の重要性について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動の推進に資するよう、広報及び啓発を行うものとする。

第3章 大規模小売店舗を設置する者による手続等

(新設等の届出等)

第9条 大規模小売店舗の新設（法第5条第1項に規定する大規模小売店舗の新設をいう。）又は大規模小売店舗内の店舗面積（法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）の増加（増加する店舗面積の合計が規則で定める面積を超えるものに限る。）（以下「大規模小売店舗の新設等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (3) 大規模小売店舗の新設等をしようとする日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（大規模小売店舗内の店舗面積の増加をしようとする場合にあっては、増加後の店舗面積の合計）
- (5) 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
- (6) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る大規模小売店舗の新設等を取り止めたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第10条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日の翌日から起算して1月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該届出の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（地域貢献計画の作成等）

第11条 第9条第1項の規定による届出をした者は、大規模小売店舗の新設等をしようとする日の6月前までに、規則で定めるところにより、地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の地域貢献計画の作成に当たっては、公共的団体と協議するとともに、規則で定めるところにより、その協議の状況を市長に報告しなければならない。

3 第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画の内容を変更したときは、遅滞なく、変更後の地域貢献計画を市長に提出しなければならない。

4 第9条第2項の規定は、第1項及び前項の規定による提出について準用する。

(懇談会の開催)

第12条 前条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画を提出した日の翌日から起算して2月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該地域貢献計画の内容を周知させ、及びこれについて意見の交換をするための懇談会を開催しなければならない。

2 前項の規定により懇談会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(地域貢献活動の実施状況の報告)

第13条 第11条第1項若しくは第3項(第15条第3項において準用する場合を含む。)又は第15条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該地域貢献計画に基づいて行った地域貢献活動の実施の状況を市長に報告しなければならない。ただし、第16条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等)

第14条 市長は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による報告の内容について公共的団体の意見を聴くとともに、これを当該報告をした者に通知するものとする。

(地域貢献計画の見直し)

第15条 第11条第1項又は第3項の規定により地域貢献計画を提出した者は、原則として5年ごとに地域貢献計画の見直しを行うとともに、規則で定めるところにより、新たな地域貢献計画を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、次条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

2 前項の見直しを行うに当たっては、前条の意見を踏まえて公共的団体と協議を行うよう努めなければならない。

3 第9条第2項及び第11条第3項の規定は、第1項の規定による提出について準用する。

(撤退等の届出等)

第16条 大規模小売店舗を設置している者は、撤退等（当該大規模小売店舗に係る事業を廃止し、若しくは相当の期間休止すること又は法第6条第5項の規定による届出をすることをいう。以下同じ。）を決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第1項の規定による届出をした者は、大規模小売店舗の撤退等がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努めなければならない。

第4章 雑則

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、同年7月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 一部施行日前に従前の手続に関する定めによりされた手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりされたものとみなす。

（理 由）

この案を提出したのは、市民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与するため、商業者等による地域貢献活動の推進に関し基本となる事項及び講ずべき措置を定める必要があるによる。

令和4年第50号議案

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第41号中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に、「、第63条第3項第7号口若しくは第68条の69第3項第7号口」を「若しくは第63条第3項第7号口」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、租税特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市建築基準法施行条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
↳ } (略)
(40) }

(41) 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第28条の4第3項第6号^{若し}
^{くは}
第63条第3項第6号^{若しくは第68条の69第3項第6号}、第28条の4第
3項第7号^{若しくは}
第63条第3項第7号^{若しくは第68条の69第3項第}
7号^{又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ}
に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることにつ
いての認定の申請に対する審査

優良住宅新築認定申請手数料

ア }
↳ } (略)
カ }
(42) }
↳ } (略)
(58) }

(参考 2)

参 照 条 文

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）抜すい 新旧対照（改正
改正
後
前）

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第68条の69 （略）

2 （略）

3 第1項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次

に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がさ

れたものについては、適用しない。

(1) } (略)
(5) }

(6) 連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法

により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものである

ことについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの

に限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が1,000平方メー

トル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、

第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの（前2号に掲げる譲渡に該当

するものを除く。)

(7) 次に掲げる一団の宅地（その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの

イ (略)

ロ 一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）

(8) } (略)
5
(10)

4 } (略)
5
8

令和4年第60号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 城北公営住宅及び更新住宅新築工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市北区名城三丁目地内
- 3 契約の内容 耐火構造7階建1棟・その他
70戸
延面積 4,536.67平方メートル
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 822,800,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏木博喜
- 7 完成予定期日 令和6年2月29日

(理由)

この案を提出したのは、城北公営住宅及び更新住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和4年第61号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 旧衛生研究所解体工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市瑞穂区萩山町1丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 解体工事1式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 635,030,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中区丸の内一丁目9番7号
鈴中工業株式会社
代表取締役 鈴木 康 仁 |
| 7 | 完了予定期日 | 令和5年12月20日 |

(理 由)

この案を提出したのは、旧衛生研究所の解体工事を施行する必要があるによる。

令和4年第62号議案

財産の取得について

墓園用地として、下記のとおり、土地を買い入れるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

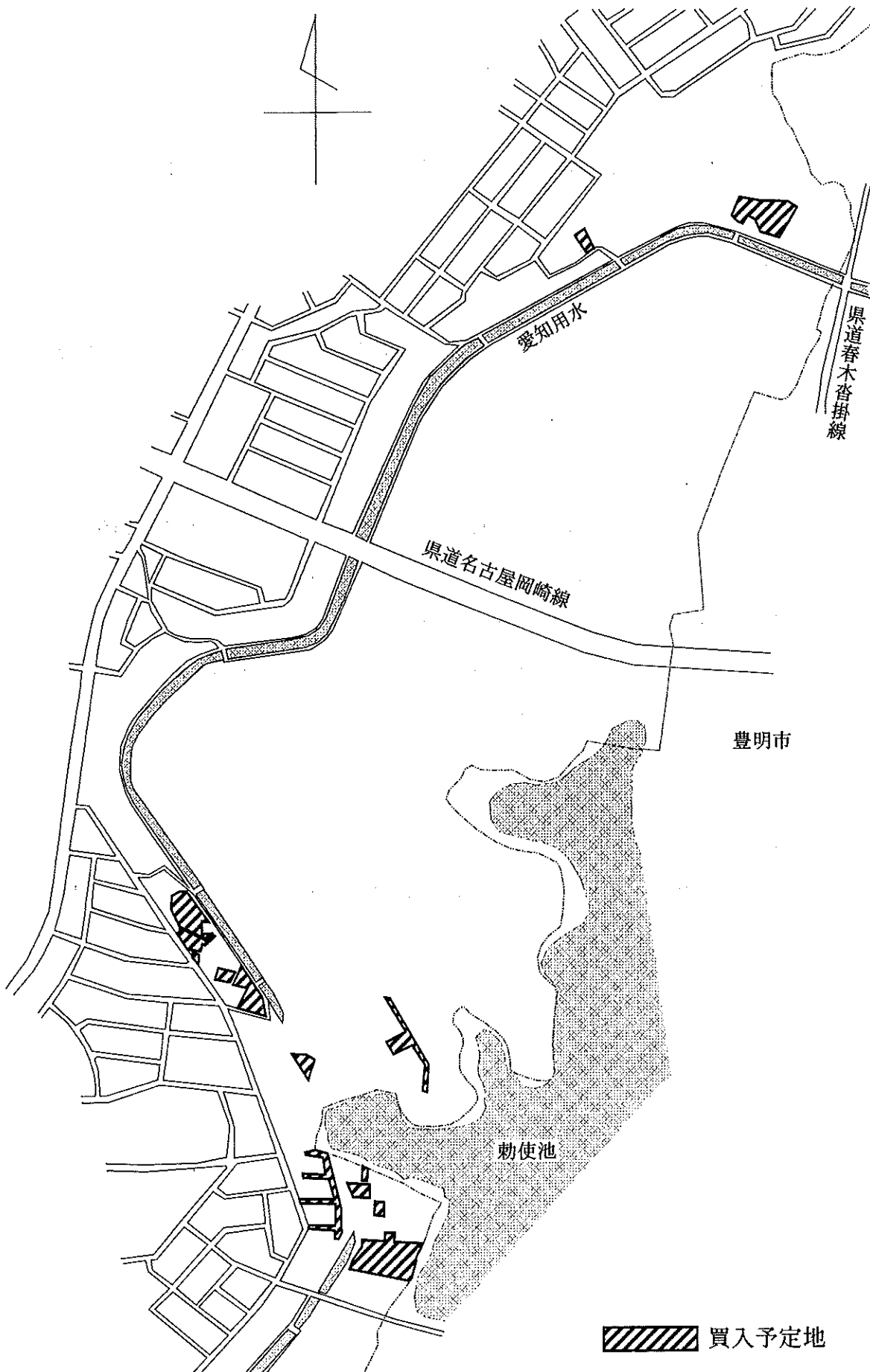
記

- 1 財産の表示 土地
名古屋市緑区鳴海町字大清水69番 449 始め21筆
山林ほか 15,361.34 平方メートル
- 2 買入金額 1,323,265,917 円
- 3 買入れの相手方 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市土地開発公社
理事長 鈴木 峰 生

(理由)

この案を提出したのは、勅使ヶ池墓園用地を取得する必要があるによる。

(参考)



令和4年第63号議案

損害賠償の額の決定について

東京都港区南麻布一丁目18番4号の株式会社佐藤渡辺が、本市との間で街路築造工事の請負契約を締結していたところ、本市が当該工事の施工を一時中止させた期間が6月を超えたことにより、令和3年9月21日に当該契約を解除した事件に関し、当該事業者に対する損害賠償の額を金9,204,814円とするものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村たかし

(理 由)

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

(事 実)

令和2年11月13日、株式会社佐藤渡辺は、都計東志賀町線街路築造工事の請負契約の相手方である本市から名古屋市工事請負契約約款に基づく当該工事の一時中止を通知されたところ、その中止期間が6月を超えたため、当該約款の規定に基づき、令和3年9月21日に当該契約を解除した。その後、当該事業者は、当該約款の規定に基づき、当該工事の一時中止を理由とする解除によって生じた損害賠償の請求を行ったものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項 目	金 額
管理費等損失補償費	4,931,578円
得べかりし利益の喪失額	4,273,236円
合 計	9,204,814円

令和4年第64号議案

愛知県競馬組合同規約の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、愛知県競馬組合同規約の一部を下記のように改正するものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

第4条中「名古屋市港区」を「弥富市」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋競馬場の移転に伴い、事務所の位置を変更するため規約の一部を改正する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

愛知県競馬組合同規約 (抜すい)

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、弥富市
名古屋市港区に置く。

(参考 2)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) 一部事務組合の事務所の位置

(5) }
{ (略)
(7) }

2 (略)

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和4年第65号議案

土地区画整理に伴う町の区域の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市の別図第1の区域について、下記のとおり、町の区域の設定を行うものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

区域を設定する町の名称及びその区域

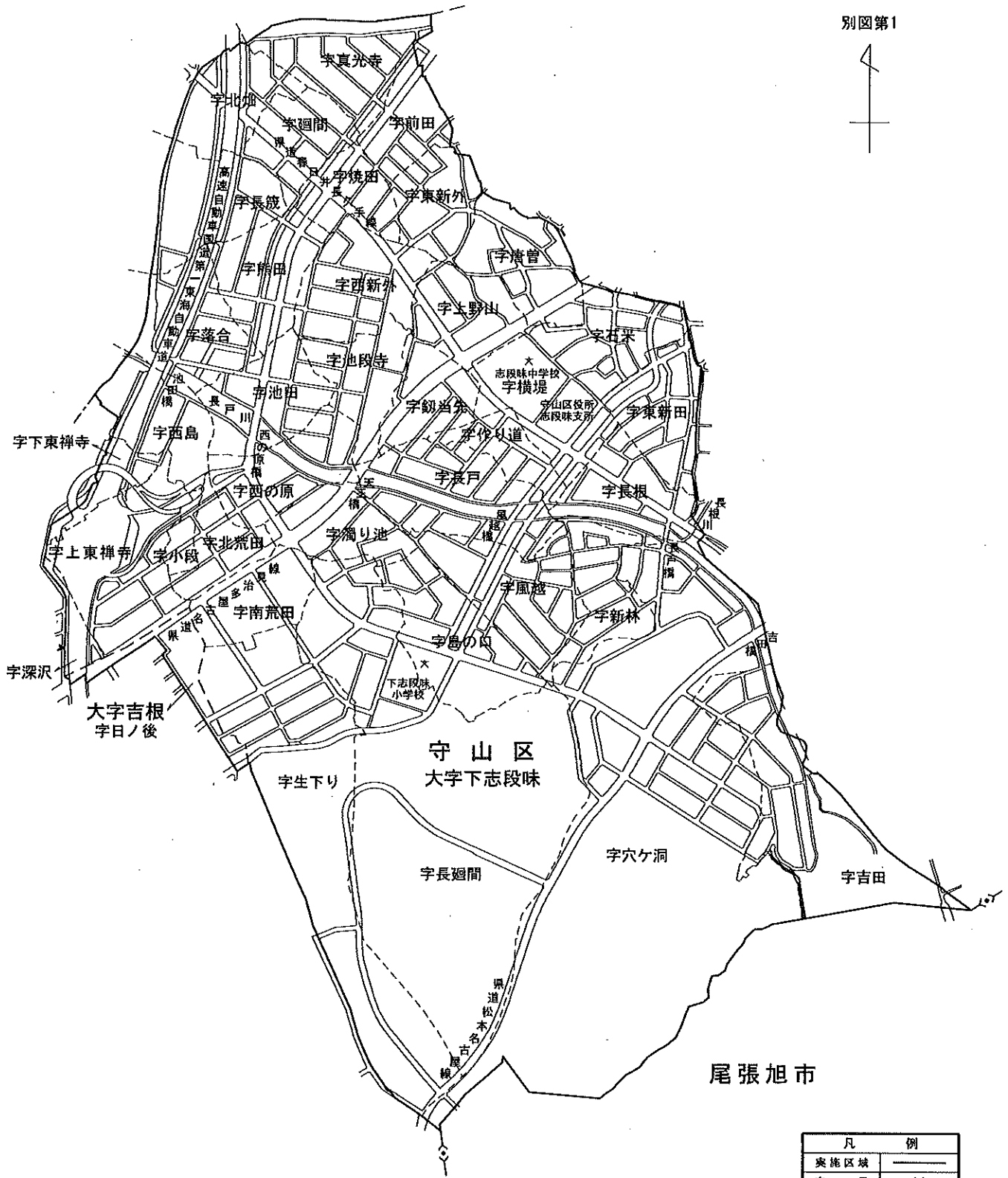
名称 さくらざかいっちょうめ さくらざかにちょうめ さくらざかさんちょうめ さくらざかよんちょうめ さくらざかご
桜坂一丁目、桜坂二丁目、桜坂三丁目、桜坂四丁目、桜坂五
ちょうめ しもしだみいっちょうめ しもしだみにちょうめ しもしだみさんちょうめ しもしだみ
丁目、下志段味一丁目、下志段味二丁目、下志段味三丁目、下志段味
よんちょうめ しもしだみごちょうめ とうげんじ
四丁目、下志段味五丁目及び東禅寺

区域 別図第2のとおり

(理由)

この案を提出したのは、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分に伴い、同組合の施行地区及びその関連区域について、町の区域の設定を行う必要があるによる。

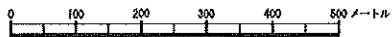
別図第1



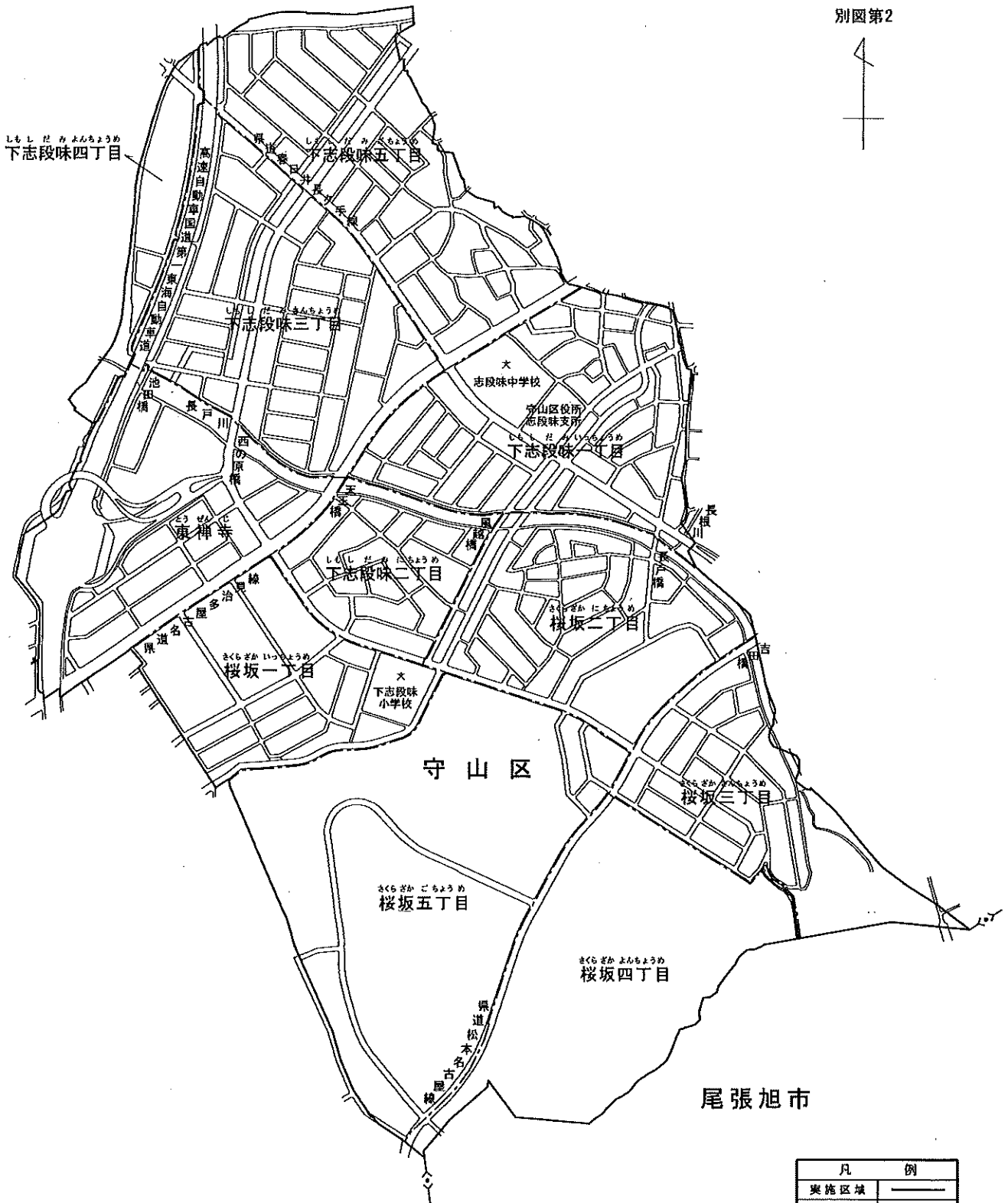
尾張旭市

凡	例
実施区域	———
市界	—(◁)◁—
町界	———
大字界	———
字界	-----
区、町、字名	太字
施設名称	細字

1:8,000



別図第2

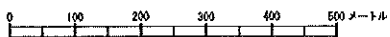


守山区

尾張旭市

凡	例
実施区域	——
市界	—◊—
町界	----
区、町、字名	太字
施設名称	細字

1:8,000



令和4年第66号議案

土地区画整理に伴う町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市の別図第1の区域について、下記のとおり、町の区域の変更を行うものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

区域を変更する町の名称及びその区域

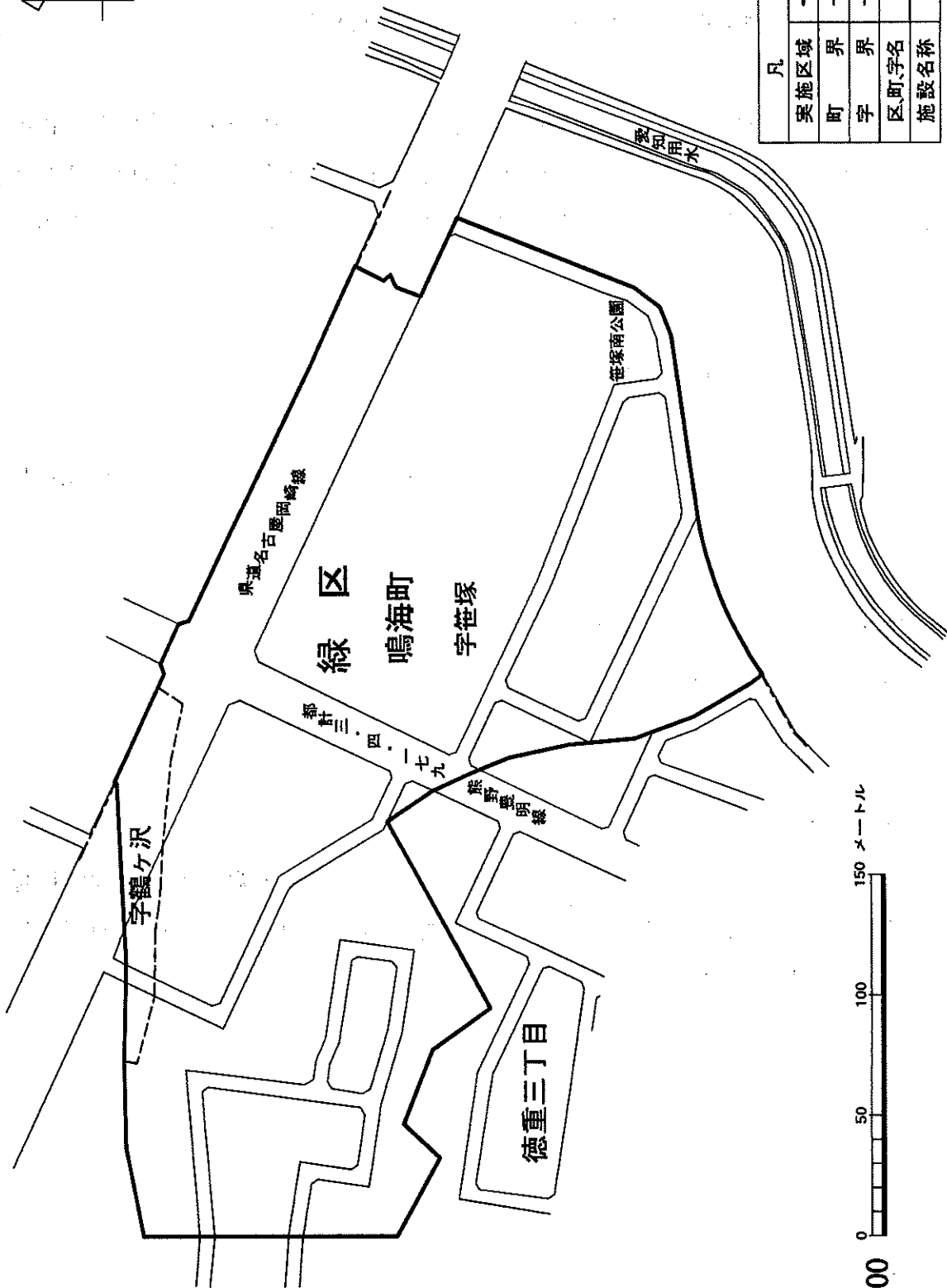
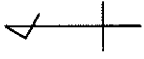
名称 徳重三丁目

区域 別図第2のとおり

（理由）

この案を提出したのは、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分に伴い、同組合の施行地区及びその関連区域について、町の区域の変更を行う必要があるによる。

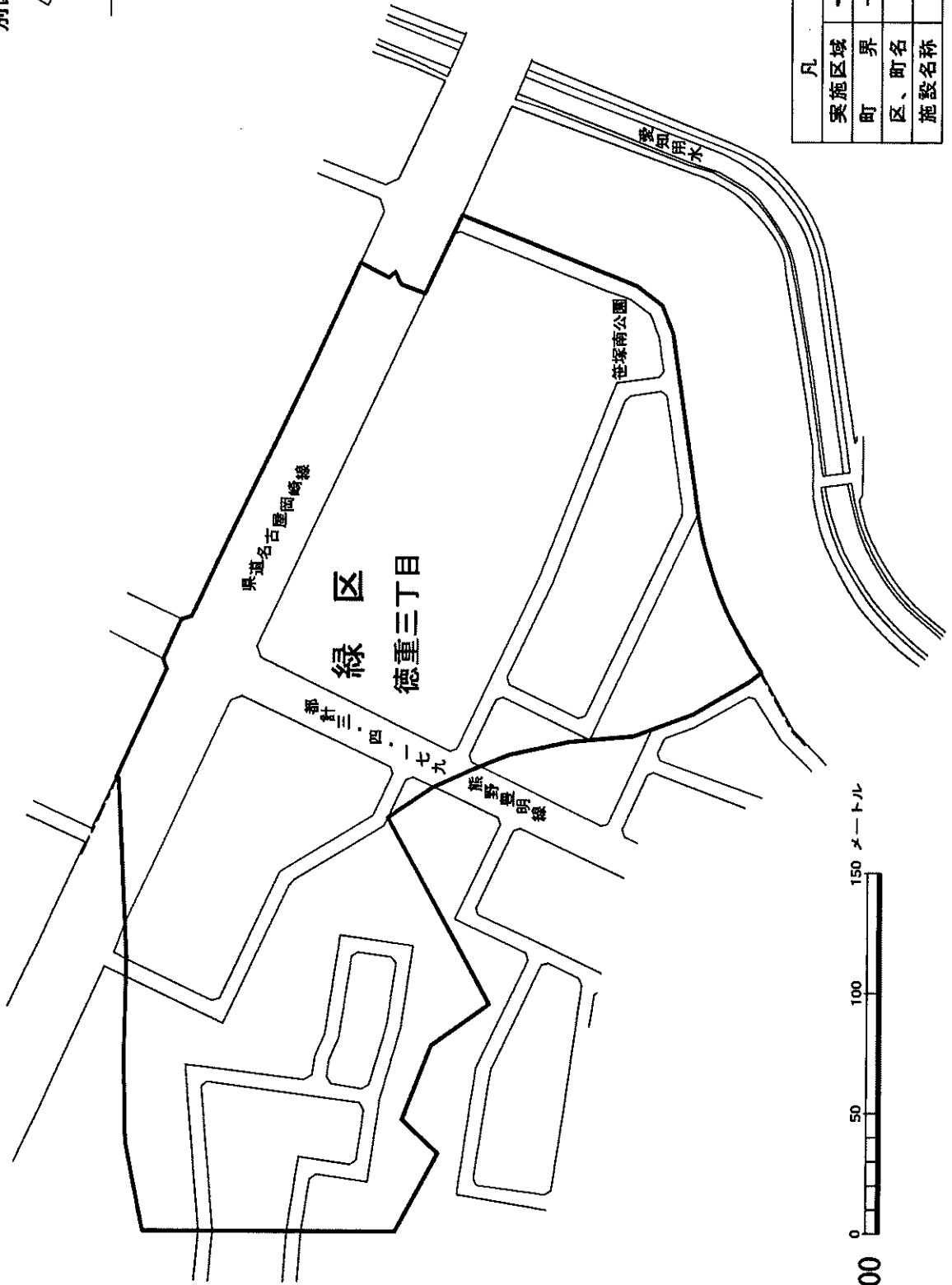
別図第1



凡	例
実施区域	——
町界	— · — ·
字界	— · — · — ·
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字

1 : 2,500
0 50 100 150メートル

別図第2



凡 例	
実施区域	——
町界	——
区、町名	——
施設名称	太 字
	細 字



令和4年第67号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

認定する路線

整理 番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	下志段味第211号線	名古屋市守山区大字中志段味字湿ヶ 1948番の2地先	第1 附図
		名古屋市守山区大字下志段味字石米 1205番の1地先	
2	下志段味第212号線	名古屋市守山区大字中志段味字湿ヶ 1970番地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字石米 1221番の2地先	
3	下志段味第213号線	名古屋市守山区大字下志段味字石米 1207番の2地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字石米 1223番の3地先	
4	下志段味第214号線	名古屋市守山区大字下志段味字石米 1206番地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字石米 1223番の3地先	

5	下志段味第215号線	名古屋市守山区大字中志段味字湿ヶ 1970番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字石米 1205番の1地先	
6	下志段味第216号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の110地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の340地先	
7	下志段味第217号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の18地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の1地先	
8	下志段味第218号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の291地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の170地先	
9	下志段味第219号線	名古屋市守山区大字下志段味字長根 1524番の3地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の11地先	
10	下志段味第220号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の54地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の18地先	
11	志段味線自転車歩行者 道第6号	名古屋市守山区大字下志段味字石米 1235番の4地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字東新 田1308番の2地先	

12	下志段味自転車歩行者道第21号線	名古屋市守山区大字下志段味字深沢2615番の1地先	"
		名古屋市守山区大字吉根字日ノ後9番地先	
13	下志段味自転車歩行者道第22号線	名古屋市守山区大字下志段味字作り道1577番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字長根1524番の2地先	
14	下志段味自転車歩行者道第23号線	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1656番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の5地先	
15	下志段味自転車歩行者道第24号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の19地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の79地先	
16	下志段味自転車歩行者道第25号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の85地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の54地先	
17	下志段味自転車歩行者道第26号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の126地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の40地先	
18	下志段味自転車歩行者道第27号線	名古屋市守山区大字下志段味字吉田2244番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字吉田2245番地先	

19	下志段味自転車歩行者道第28号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の78地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字吉田2254番地先	
1	上志段味第157号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の19地先	第2 附図
		名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰366番の1地先	
2	上志段味第158号線	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚242番の4地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚268番地先	
3	上志段味第159号線	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚241番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰347番地先	
4	上志段味第160号線	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚238番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰349番地先	
5	上志段味第161号線	名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰348番の1の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字道光328番地先	
6	上志段味第162号線	名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰349番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字道光327番地先	

7	上志段味第163号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東 413番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字上島 672番の2地先	
8	上志段味第164号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前607番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字深田 797番の1地先	
9	上志段味第165号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1456番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字前山 1443番の8地先	
10	上志段味第166号線	名古屋市守山区大字上志段味字茂中 617番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字前山 1414番の1地先	
11	上志段味第167号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1148番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1171番・1172番の1合併地先	
12	上志段味第168号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1154番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1167番地先	
13	上志段味第169号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1158番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1161番地先	

14	上志段味第170号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1159番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1161番地先	
15	上志段味第171号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1150番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字寺山 1205番の3地先	
1	笹島線第1号	名古屋市中村区名駅南四丁目1018番 地先	第3
		名古屋市中村区名駅南四丁目107番 地先	附図
1	枇杷島野田町線	名古屋市中村区岩塚本通4丁目30番 の1地先	第4
		名古屋市中村区岩塚町字城前121番 の2地先	附図

一部廃止する路線

整理 符号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
ア	東名東西第1号線	名古屋市守山区大字下志段味字北畑 86番の2地先	第5
		名古屋市守山区大字下志段味字落合 311番の1地先	附図
イ	浦道線	名古屋市守山区大字下志段味字東新 外568番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字落合 246番地先	

ウ	下志段味瀬戸線	名古屋市守山区大字下志段味字石米 1189番の2地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字石米 1226番の9地先	
エ	東名南北第11号線	名古屋市守山区大字下志段味字西島 2381番の3地先	"
		名古屋市守山区深沢二丁目81番地先	
オ	旭春日井線	名古屋市守山区大字下志段味字長根 1522番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字北畑 103番の3地先	
カ	東禅寺線	名古屋市守山区大字下志段味字上東 禅寺2533番の2地先	"
		名古屋市守山区深沢二丁目60番地先	
キ	穴ヶ洞吉田線	名古屋市守山区大字下志段味字吉田 2221番の11地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字吉田 2260番の7地先	
ク	旭下志段味線	名古屋市守山区大字下志段味字島ノ 口1917番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字真光 寺3番地先	
ア	名西南北第2号線	名古屋市中村区権現通3丁目42番地 先	第6 附図
		名古屋市中村区権現通3丁目14番地 先	

イ	名西東西第8号線支線 第1号	名古屋市中村区権現通3丁目41番地 先	"
		名古屋市中村区大正町4丁目6番地 先	
ア	下之一色町第10号線	名古屋市中川区下之一色町字権野 110番の1地先	第7 附図
		名古屋市中川区下之一色町字権野 112番の4地先	
イ	下之一色町第11号線	名古屋市中川区下之一色町字権野 108番の10地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字権野 108番の2地先	
ウ	権野第1号線	名古屋市中川区下之一色町字権野 167番の3地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字権野 160番地先	
エ	エ号線	名古屋市中川区下之一色町字戌亥島 1番の1地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字戌亥島 1番の3地先	
オ	下之一色町第13号線	名古屋市中川区下之一色町字権野 165番地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字権野 166番の3地先	
カ	下之一色町第14号線	名古屋市中川区下之一色町字古川52 番の2地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字古川52 番の2地先	

ア	城下鳥山線	名古屋市南区鳥山町2丁目72番地先	第8 附図
		名古屋市南区鳥山町3丁目45番地先	
ア	鳴海町第611号線	名古屋市緑区鳴海町字米塚11番の169地先	第9 附図
		名古屋市緑区鳴海町字細根118番の267地先	
ア	新家下並第1号線	名古屋市中川区新家三丁目61番地先	第10 附図
		名古屋市中川区新家三丁目2213番地先	
イ	新家下並第2号線	名古屋市中川区新家三丁目2113番地先	"
		名古屋市中川区新家三丁目2113番地先	
ウ	新家下並第3号線	名古屋市中川区新家三丁目1909番地先	"
		名古屋市中川区新家三丁目1909番地先	
エ	新家下並第4号線	名古屋市中川区新家三丁目1813番地先	"
		名古屋市中川区新家三丁目1813番地先	
オ	新家下並第5号線	名古屋市中川区新家三丁目1619番地先	"
		名古屋市中川区新家三丁目1619番地先	

廃止する路線

整理 番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	東名東西第2号線	名古屋市守山区大字下志段味字真光寺85番の2地先	第5 附図
		名古屋市守山区大字下志段味字落合321番の2地先	
2	池田北畑線	名古屋市守山区大字下志段味字廻間138番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字池段寺926番の3地先	
3	真光寺線	名古屋市守山区大字下志段味字廻間160番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字真光寺85番の1地先	
4	焼田東新外線	名古屋市守山区大字下志段味字東新外583番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字前田522番地先	
5	東新外前田線	名古屋市守山区大字下志段味字東新外614番の4地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字東新外595番の2地先	
6	石米お宮線	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1131番の3地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字石米1247番地先	

7	落合線	名古屋市守山区大字下志段味字西新外672番の2地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2352番の1地先	
8	東新外南北線	名古屋市守山区大字下志段味字東新外625番の2地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字東新外577番の1地先	
9	唐曾東西線	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1103番地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1138番地先	
10	西新外石米線	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1156番の8地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字東新外628番の7地先	
11	上野山風越線	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1079番の3地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字新林2124番地先	
12	唐曾石米線	名古屋市守山区大字下志段味字石米1187番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字石米1187番の1地先	
13	上野山唐曾線	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1094番の4地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1109番地先	

14	池段寺鋸当先線	名古屋市守山区大字下志段味字池段寺959番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字鋸当先1031番の1地先	
15	東名南北第12号線	名古屋市守山区大字下志段味字西島2381番の4地先	"
		名古屋市守山区大字吉根字日ノ後601番地先	
16	横堤線	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1389番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字横堤1465番の3地先	
17	池田熊田線	名古屋市守山区大字下志段味字池田780・781・826番合併地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字落合282番の2地先	
18	鋸当先石米線	名古屋市守山区大字下志段味字池段寺904番の6地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字石米1227番の2地先	
19	長根落合線	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1654番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字落合310番の2地先	
20	風越第1号線	名古屋市守山区大字下志段味字風越2101番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字風越2081番の14地先	

21	新林線	名古屋市守山区大字下志段味字新林 2111番の35地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字新林 2111番の34地先	
22	濁り池線	名古屋市守山区大字下志段味字濁池 1699番の8地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字濁池 1713番の4地先	
23	穴ヶ洞線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の75地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の23地先	
24	風越穴ヶ洞線	名古屋市守山区大字下志段味字風越 2081番の5地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の5地先	
25	風越新林第1号線	名古屋市守山区大字下志段味字風越 2081番の35地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字新林 2113番の4地先	
26	穴ヶ洞2号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の160地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の10地先	
27	穴ヶ洞1号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2271番の150地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ 洞2266番の265地先	

28	風越新林線	名古屋市守山区大字下志段味字風越 1918番の1地先	”
		名古屋市守山区大字下志段味字新林 2111番の7地先	
29	生下り線	名古屋市守山区大字下志段味字生下 り2287番の94地先	”
		名古屋市守山区大字下志段味字濁池 1699番の2地先	
1	名西南北第2号線支線 第3号	名古屋市中村区権現通3丁目17番地 先	第6
		名古屋市中村区権現通3丁目17番地 先	附図
1	下之一色町第12号線	名古屋市中川区下之一色町字権野 164番地先	第7
		名古屋市中川区下之一色町字権野 151番の1地先	附図
1	藤前26号線	名古屋市港区藤前五丁目106番地先	第11
		名古屋市港区藤前五丁目106番地先	附図


(理由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

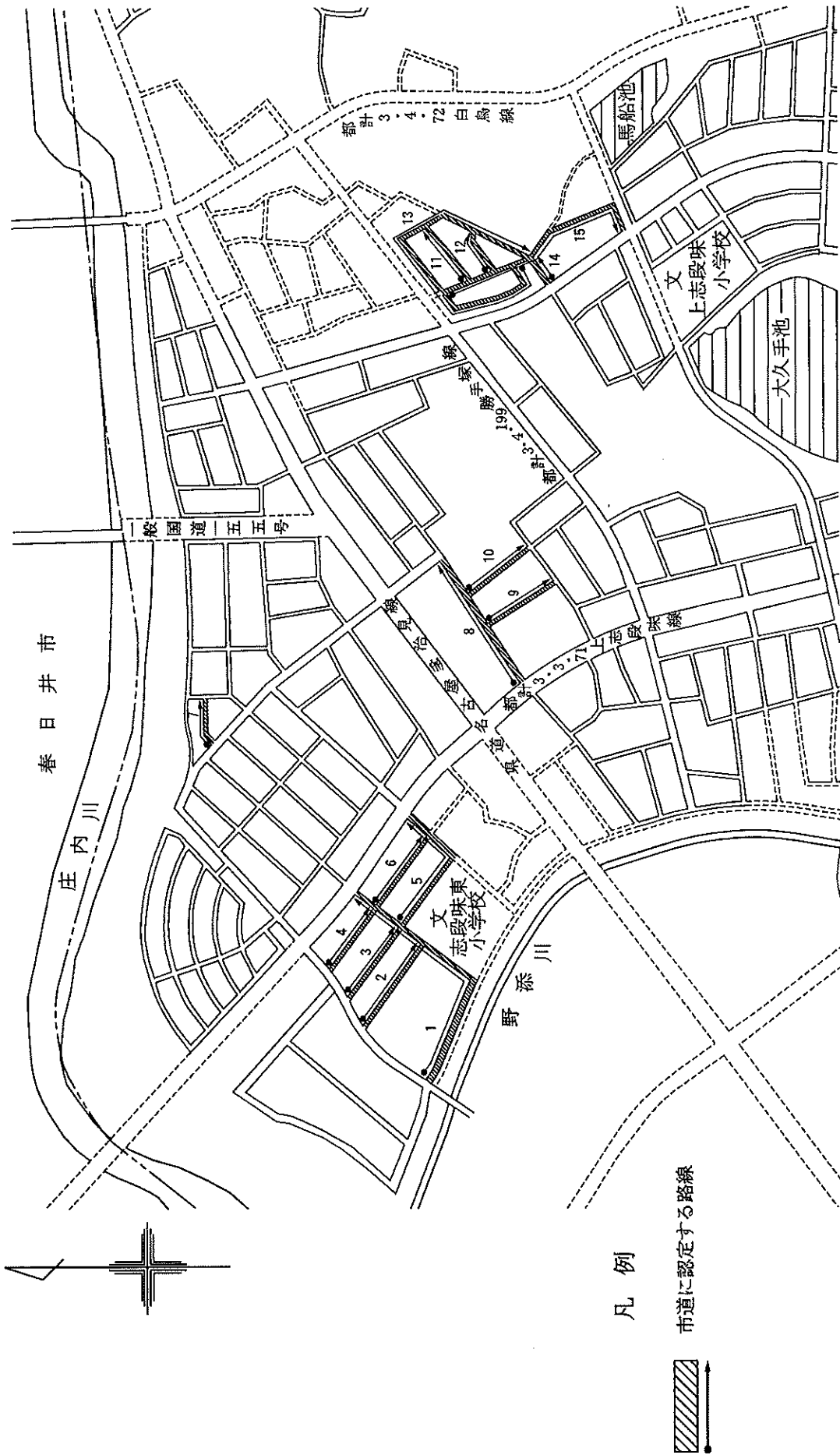
第1附図



凡例

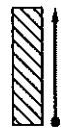
 市道に認定する路線

第2附图

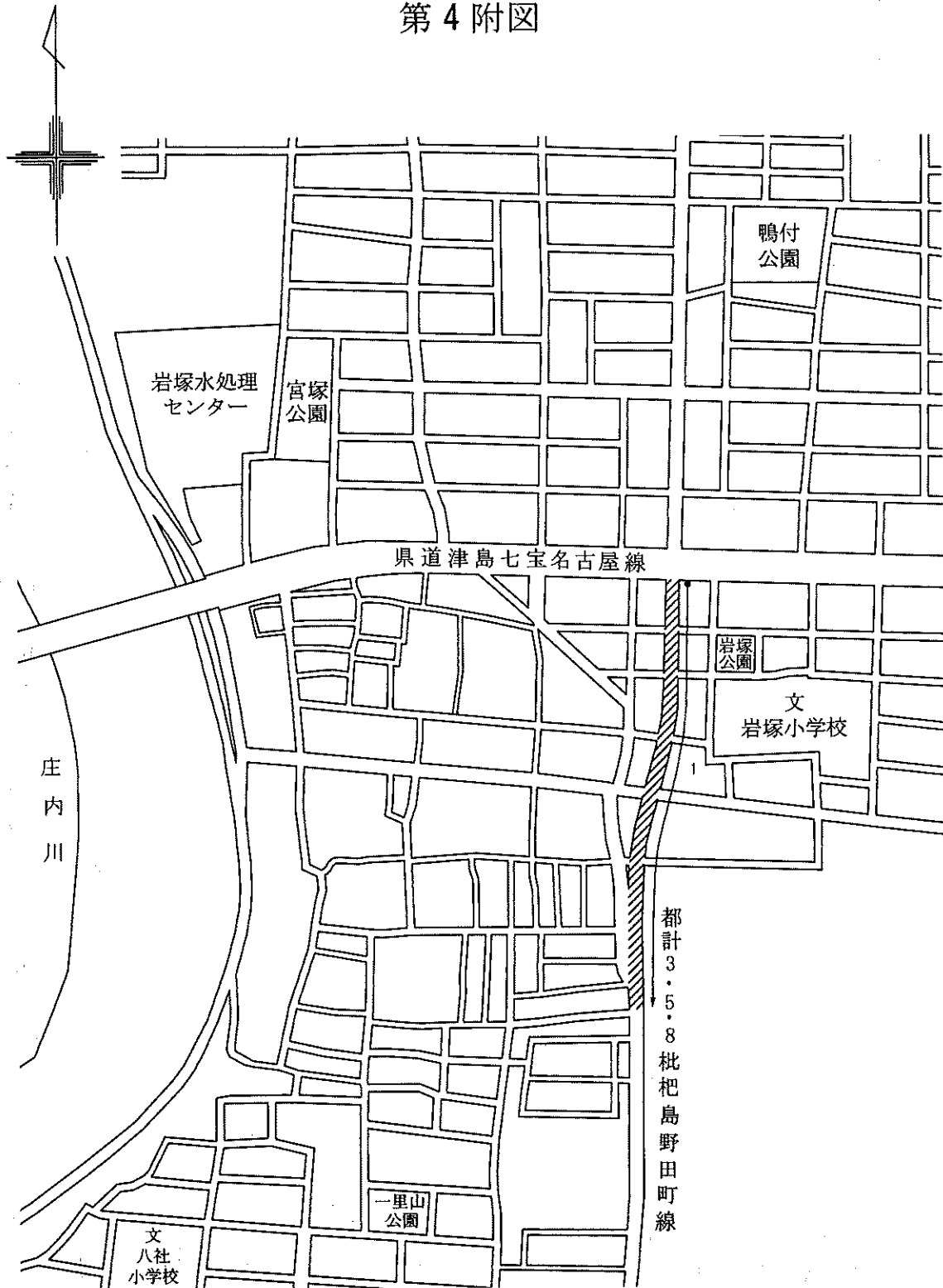


凡例

市道に認定する路線



第4附图



凡例





市道に認定する路線

第5附図





凡例

-  一部廃止する路線
-  廃止する路線

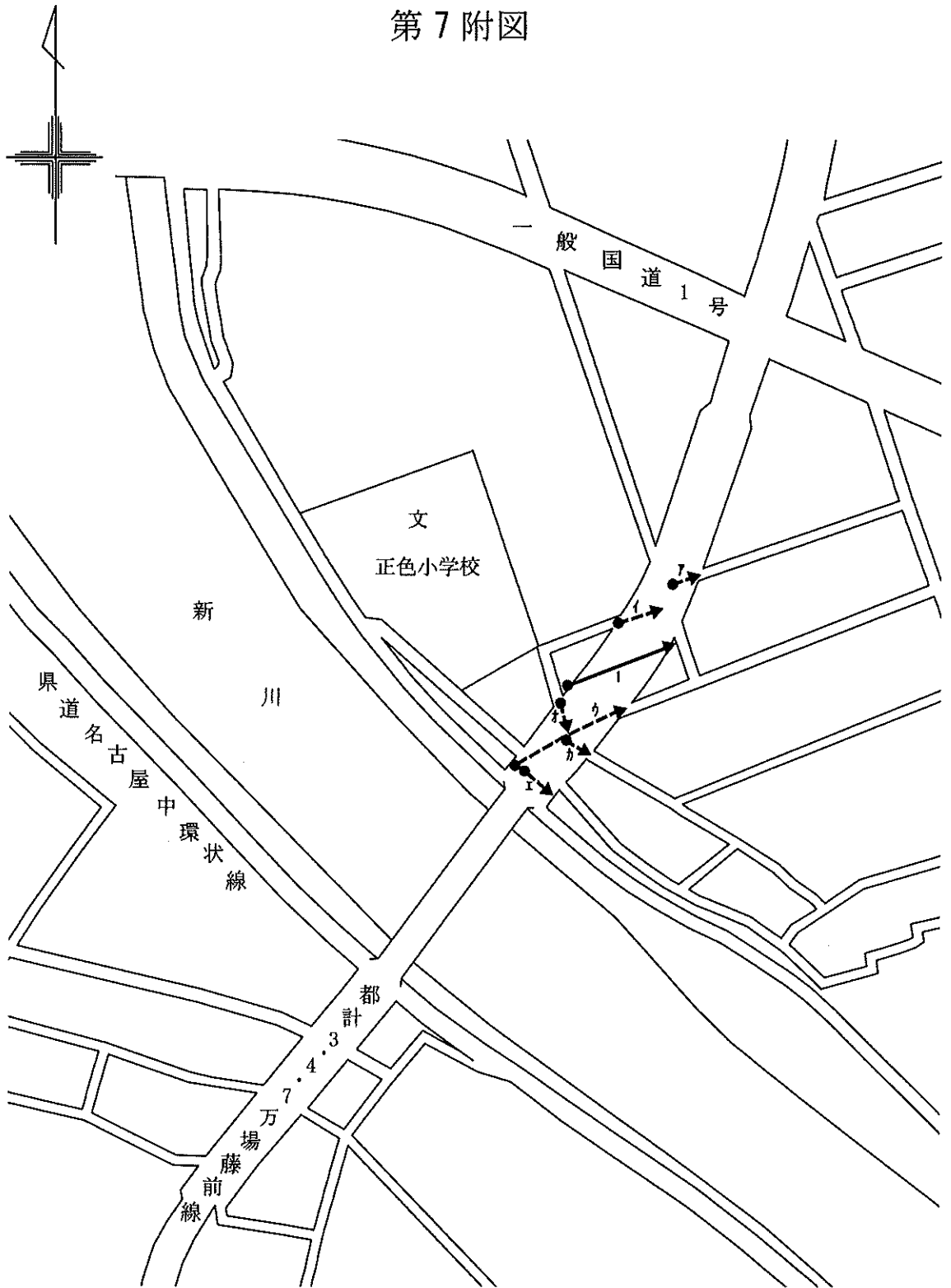
第 6 附図



凡 例

-  一部廃止する路線
-  廃止する路線

第7附図

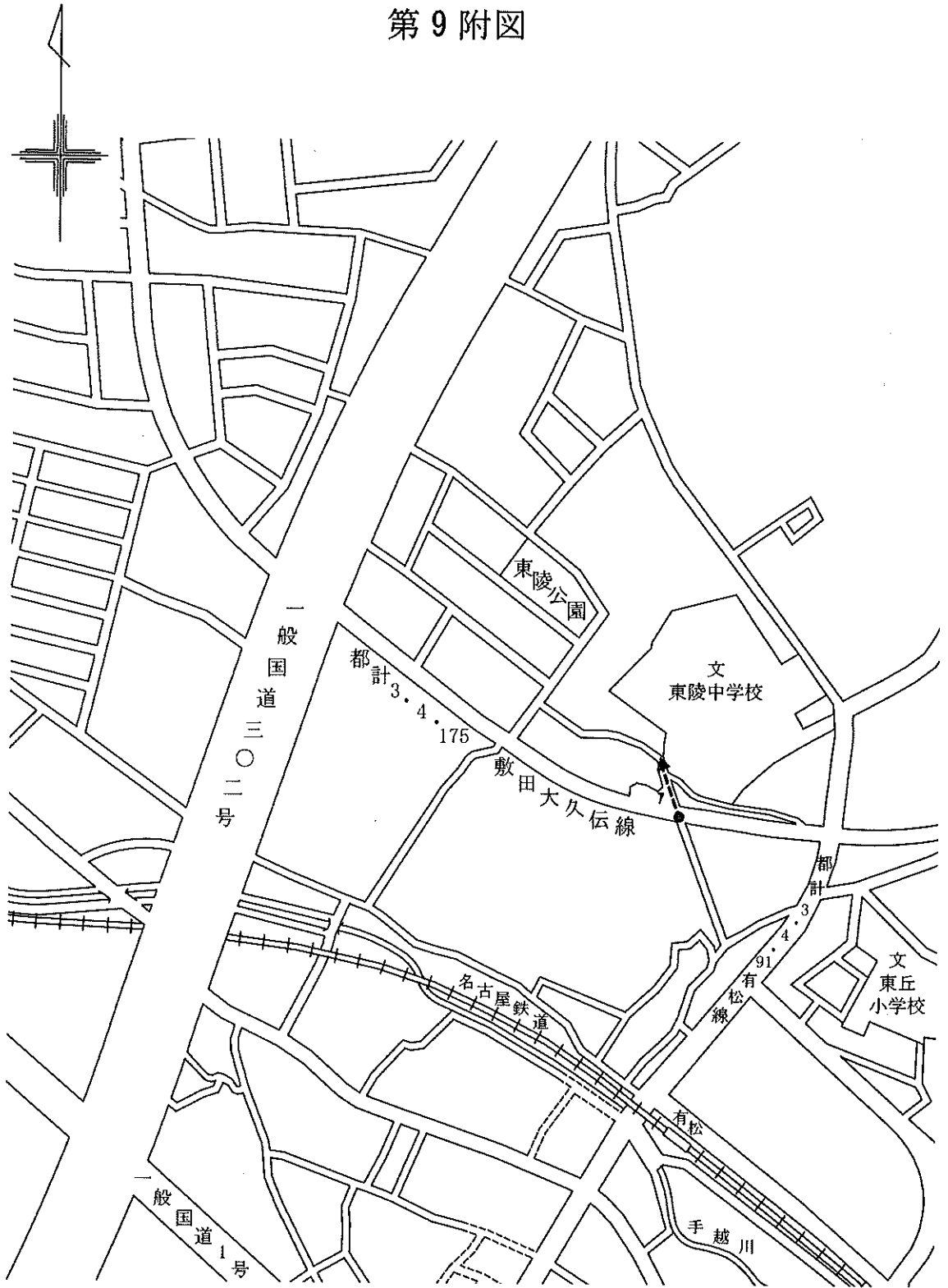


凡例

●---> 一部廃止する路線

●——> 廃止する路線

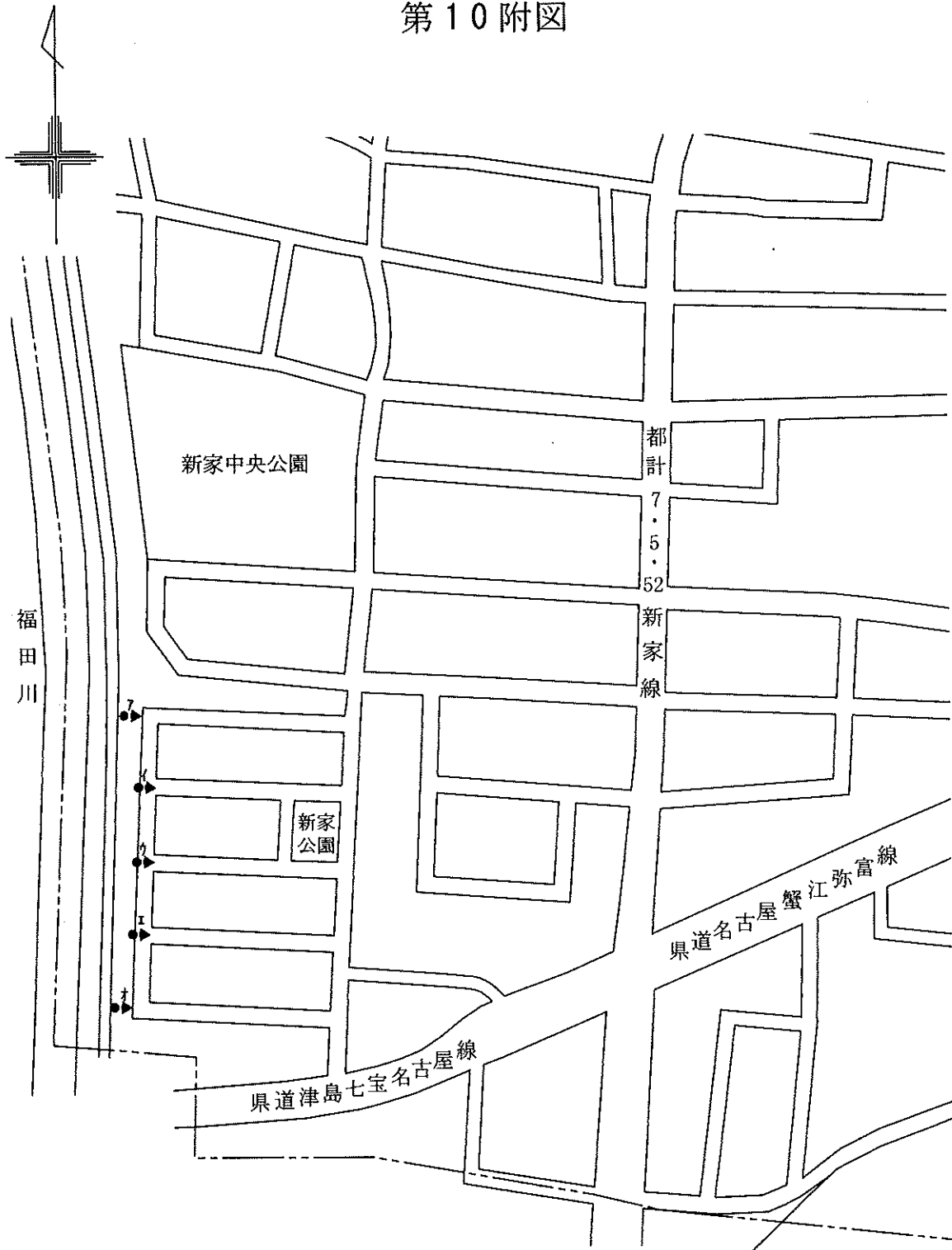
第9附図



凡例

●-----> 一部廃止する路線

第10附図

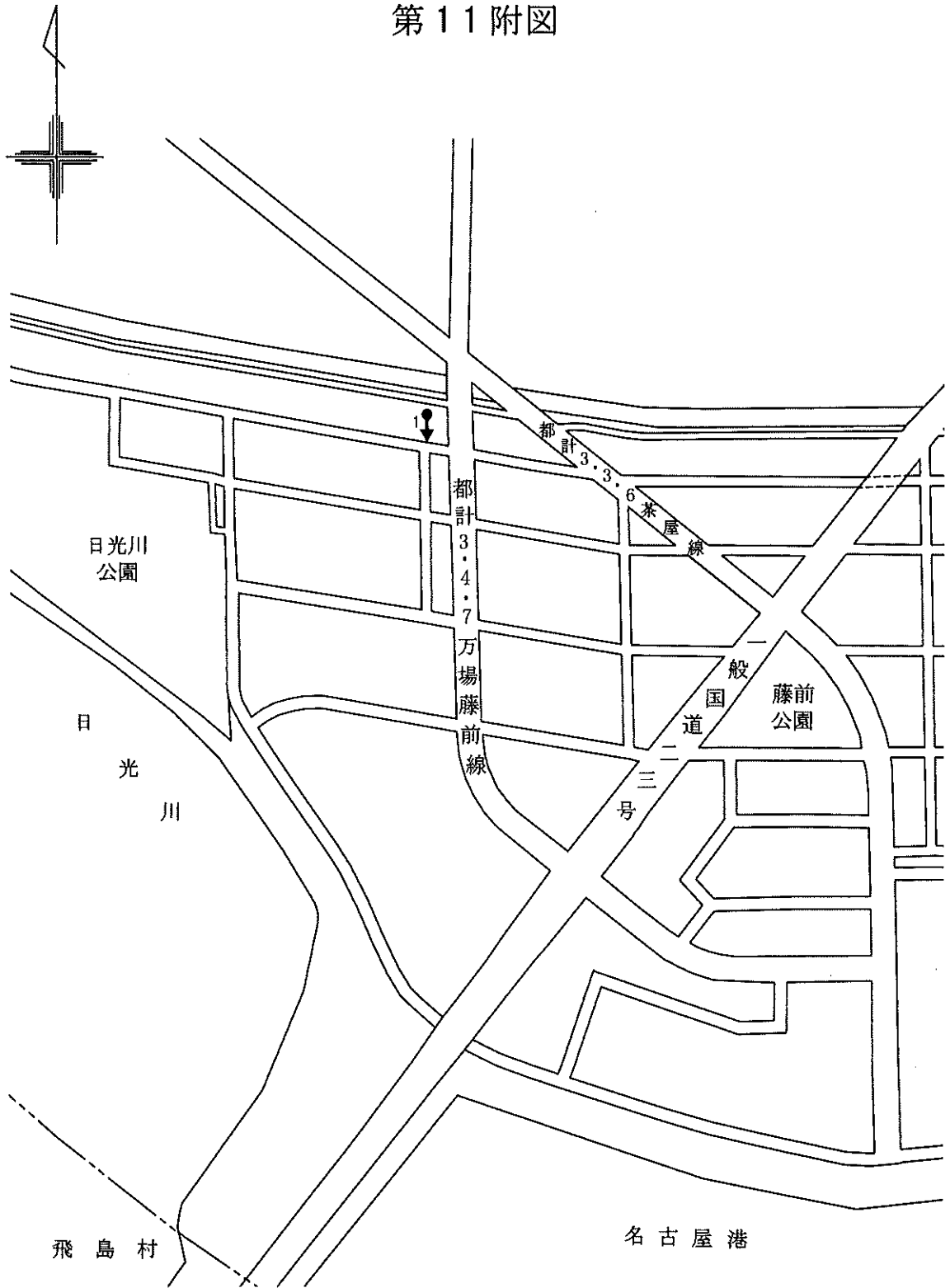


あま市

凡例

●---> 一部廃止する路線

第11附図



凡例

●→ 廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

()

()

